

第 8 1 号議案

芦屋市援護資金貸付条例を廃止する条例の制定について

芦屋市援護資金貸付条例を廃止する条例を別紙のように定める。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

生活困窮者自立支援法に基づく制度の充実に伴い、課題を抱える世帯への伴走型支援が定着している現状を踏まえ、芦屋市援護資金貸付制度を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市援護資金貸付条例を廃止する条例

芦屋市援護資金貸付条例（昭和 4 5 年芦屋市条例第 9 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の芦屋市援護資金貸付条例第 5 条に規定する償還方法及び第 6 条に規定する償還延期又は減免については、なお従前の例による。

参 照

芦屋市援護資金貸付条例の廃止要綱

1 廃止の趣旨

生活困窮者自立支援法に基づく制度の充実に伴い、課題を抱える世帯への伴走型支援が定着している現状を踏まえ、芦屋市援護資金貸付制度を廃止するため、この条例を制定しようとするもの。

2 廃止の内容

芦屋市援護資金貸付条例の廃止

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日
- (2) 廃止前の芦屋市援護資金貸付条例に規定する償還方法、償還延期又は減免については、なお従前の例による。

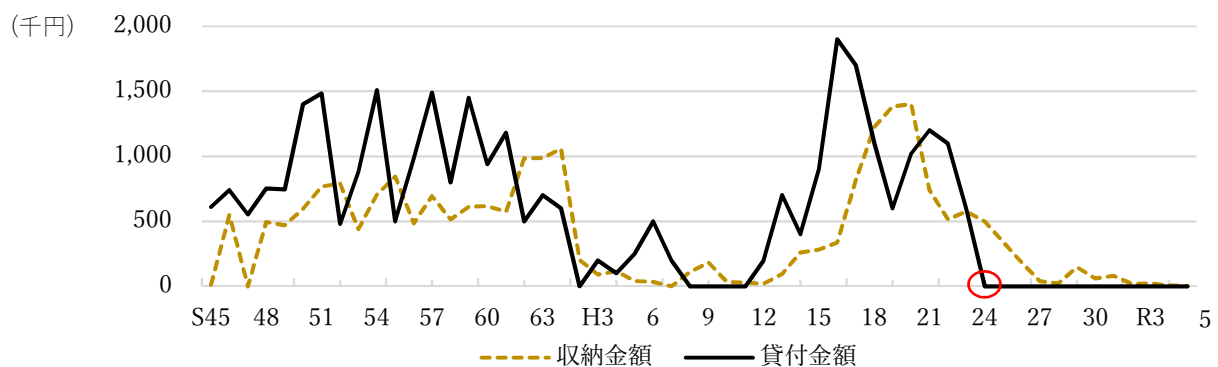
芦屋市援護資金貸付制度の廃止について

1 事業の目的

1 年以上引き続き本市に住所を有する者で、生活困窮のため、自立更生に必要な資金を得ることができないものに対して援護資金を貸し付けることにより、その生活の安定と福祉の増進に寄与する。

2 制度開始時からの推移

制度開始時から波はあるものの、貸付金額が 200 万円近い年もあった。歳出と歳入はほぼ同じ動き方をしており、歳出が増加すると歳入も増加傾向であり、減少時も同じである。なお、平成 24 年度以降の歳出はなく、歳入は少額ながらも毎年ある。



3 廃止を提案するに至った理由

- (1) 平成 27 年度に生活困窮者自立支援法が施行され、困窮者への包括的な支援を行うようになった。
- (2) 平成 24 年度以降貸付実績がない。
- (3) 近年は、一時的な貸付のみでは生活再建が望めないケースが多い。
- (4) 兵庫県社会福祉協議会における生活福祉資金の内容が充実している。
- (5) 年齢などの条件を問わず、生活保護を申請、受給できることが一般化している。
- (6) 貸付後も生活困窮で返済が滞り、事業目的の達成に至らなかったケースが見られる。

4 近年の主な対応

- (1) 新規貸付の相談への対応
 - ・社会福祉協議会の総合相談窓口を案内
生活困窮者自立支援制度を活用し、相談者の自立を支援する。
 - ・生活保護制度を案内
一時的な貸付のみで生活再建が難しい相談へは、生活保護制度を案内する。
- (2) 債務者への対応
 - ・納付相談に応じ、少額でも返済を継続していただけるよう密に連絡をとる。
 - ・最後の返済等から 10 年経過した債権は、権利放棄後、不納欠損の措置をとる。

5 現在の債権管理状況（令和6年10月1日時点）

(1) 債権額

796,350円

(2) 債務者数

6名

(3) 債務者への個別対応状況

No.	貸付日	貸付総額	残額	返済状況	保証人
1	H16.11.24	200,000円	79,800円	月1,500円	あり
2	H17.11.15	500,000円	102,000円	2か月ごと3,000円	あり
3	H19.8.1	200,000円	185,000円	催告中（応答なし）	なし（死亡）
4	H22.7.15	200,000円	190,000円	最終納付より10年経過のため、権利放棄予定	あり
5	H22.10.14	498,350円	178,350円	月10,000円	あり
6	H22.12.10	200,000円	61,200円	月5,000円	あり
合 計			796,350円		

生活困窮者対策の全体像

